

飛騨市で新たに補助金制度がスタートしました！

■補助金額 対象工事経費の20%

■補助限度額 200,000円

対象条件

工事業者は飛騨市内に本社、支社、営業所を有し、次の全てを満たすこと

リフォーム工事に要する費用のうち対象工事費が30万円以上の工事

上記工事に住宅性能向上リフォームを含む工事（助成金は住宅1戸につき1回限り）

対象者

飛騨市内に住所を有し、市税の滞納がなく自らが所有し居住する住宅のリフォーム工事を行う方。

対象期間

2018年5月7日から着手し、2019年3月31日までに完了する工事

住宅性能向上リフォーム補助制度で 安心・快適リフォーム！

住宅性能向上となるリフォームとは…

断熱性・遮熱性が向上するリフォーム

- ・ 屋根の葺き替え、外壁の張替え、塗装等
- ・ 外窓、ガラスの交換、内窓の設置、ドアの交換等

省エネ設備へのリフォーム

- ・ 高断熱浴槽、高効率給湯器の設置等

その他リフォーム

- ・ 段差解消、手すりの設置、廊下幅の拡張等
- ・ トイレの洋式化（便座のみの設置は対象外）
- ・ 防犯カメラの設置（市のガイドラインに基づくもの）



暖かくて
バリアフリーな
システムバスへ入替

和式から
洋式のトイレに入替

